

綾瀬市私道改良舗装費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活環境の整備に寄与するため、私道の改良舗装工事(以下「工事」という。)を行う者に対し、その工事費を補助することについて、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則(昭和51年綾瀬町規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、私道とは、道路法(昭和27年法律第180号)に規定する道路及び公法人により道路として一般通行の用に供されている道路以外の道路をいう。

(補助の対象)

第3条 補助の対象は、次に該当する私道に対し工事を行う者とする。

- (1) 対象道路の幅員が原則として4.00メートル以上で、延長が20.00メートル以上であること。
- (2) 起点又は終点が公道に接続していること。
- (3) 築造後5年以上経過していること。
- (4) 賃貸住宅、社宅等の敷地内でないこと。
- (5) 私道の所有者、それに面する土地及び家屋の所有者による承諾を得ていること。
- (6) 道路敷地の境界が明確であること。
- (7) 当該道路使用宅地数が5棟以上であること。
- (8) 過去に補助金を受けた路線においては、10年を経過していること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、市長が算出した額又は第6条第7号に規定する工事見積書の額のどちらか低い額の、通り抜け道路については10分の8、袋状道路については2分の1(1,000円未満は切捨て。)を予算の範囲内において補助する。

(補助金の額の特例)

第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、工事の費用を負担する者のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に規定する扶助を受けている者がいる場合は、その者が負担すべき額を全額扶助することができる。

(補助金交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする私道の所有者並びにそれに面する土地及び家屋の所有者は、申請に当たり申請代表者を定め、規則に定める補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事概要書(第1号様式)
- (2) 誓約書(第2号様式)
- (3) 委任状兼申請者名簿(第3号様式)
- (4) 承諾書(第4号様式)
- (5) 位置図(2,000分の1程度)
- (6) 実測平面図(500分の1以上)
- (7) 工事見積書
- (8) その他市長が必要と認めた書類
(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、私道改良舗装費補助金交付決定通知書(第5号様式)により通知する。
(工事請負人の選定)

第8条 前条の規定により補助を適当と認められた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、綾瀬市の競争入札に参加することができる者の資格等に関する規則(昭和55年綾瀬市規則第5号)に定める入札参加資格者名簿に登載されている市内在住業者の中から工事請負人を選定しなければならない。
(工事の着手)

第9条 補助金交付決定者は、第7条に規定する決定通知書を受けた日から20日以内に規則に定める事業着手届を市長に提出し、工事に着手しなければならない。
(工事内容等の変更)

第10条 補助金交付決定者は、工事内容等を変更しようとする場合は、私道改良舗装工事等変更許可申請書(第6号様式)を市長に提出し、承認を得なければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、その適否を決定し、私道改良舗装工事等変更決定通知書(第7号様式)により通知する。
(完成届及び検査)

第11条 補助金交付決定者は、工事完了後、工事請負人と締結した契約書の写し、規則に定める事業完成届及び私道改良舗装工事費精算報告書(第8号様式)を市長に

提出し、検査を受けなければならない。

- 2 前項の規定による検査は、現場にて工事請負人の立ち会いのもとに行わなければならない。

(補助金の交付時期)

第12条 市長は、前条に規定する検査完了後に補助金を交付する。

- 2 前項の規定により、補助金の交付を受けようとする者は、規則に定める補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の取消し等)

第13条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取り消し、また既に補助金を交付しているときは、その返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) 工事が補助金の交付の決定に反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めたとき。

(維持管理)

第14条 補助金交付決定者は、補助により整備された私道の機能を損なわないように適正に維持管理しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和60年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

- 2 綾瀬市私道舗装費補助金交付要綱(昭和54年綾瀬市告示第21号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和62年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市私道改良舗装費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る標準工事費単価から適用し、同日前の申請に係る標準工事費単価については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 7 年 5 月 1 8 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市私道改良舗装費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る標準工事費単価から適用し、同日前の申請に係る標準工事費単価については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 8 年 5 月 2 0 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の綾瀬市私道改良舗装費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る標準工事費単価から適用し、同日前の申請に係る標準工事費単価については、なお従前の例による。

3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用

することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に申請を受理しているものに係る補助金の額については、
なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に申請を受理しているものに係る補助金の額については、
なお従前の例による。

第1号様式(第6条関係)

工 事 概 要 書

工事施行箇所		綾瀬市 綾瀬市				番地先から 番地先まで			
工事概要及び 工事費	舗装工事	対図 番号	幅員	延長	面積	構 造		工事費	備 考
			m	m	m ²	路盤	表層		
						cm	cm	円	
	排水工事	対図 番号	構 造				延長		
		U型トラフ	BU-240型			m			
		基礎工	敷E1外、敷コンクリート、 型枠、砕石基礎						
		ふ た	330×80						
助成申請額		円							
工事請負人		住所 氏名							
備 考									

第2号様式(第6条関係)

誓 約 書

年 月 日

綾 瀬 市 長 殿

住所

申請代表者 氏名

印

このたび、申請した次の私道改良舗装工事の助成に関して、地元経費の負担、土地関係諸権利の調整、工事完了後の維持管理等については、一切私が責任をもって処理するとともに、将来当該私道を市が道路、下水道工事等で利用しようとする場合は、積極的に協力いたします。

工事施工箇所

綾瀬市

番地先から

綾瀬市

番地先まで

第4号様式(第6条関係)

承 諾 書

年 月 日

申請者代表

様

土地所有者

住所

氏名

印

私が所有する次の私道敷地について私道改良舗装工事が施工されることを承認します。

土地の所在地

綾瀬市

番地

第5号様式（第7条関係）

年度私道改良舗装費補助金交付決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請があった 年度私道改良舗装費補助金の交付については、綾瀬市私道改良舗装費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 決定区分	交付する	交付しない
2 補助金額		円
3 交付しない理由		
4 備考		

第6号様式(第10条関係)

私道改良舗装工事等変更許可申請書

年 月 日

綾瀬市長 殿

申請代表者 住所

氏名

印

次のとおり私道改良舗装工事の内容を変更したいので、綾瀬市私道改良舗装費補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

工事施工箇所	綾瀬市 綾瀬市			番地先から 番地先まで
変更内容	区分	当	初	変更後
	工事費		円	円
	工事面積		m ²	m ²
	排水工事		m	m
変更後の 助成申請額	円			
変更する理由				

第7号様式（第10条関係）

私道改良舗装工事等変更決定通知書

年 月 日

様

綾瀬市長

年 月 日付けで申請があった私道改良舗装工事等の変更については、綾瀬市私道改良舗装費補助金交付要綱第10条第2項の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 決定区分	承認する	承認しない
2 変更後の補助金額		円
3 承認しない理由		
4 備考		

第8号様式（第11条関係）

私道改良舗装工事費精算報告書

年 月 日

綾 瀬 市 長 殿

申請者代表 住所

氏名

印

次のとおり報告します。

工事施行箇所		綾瀬市 綾瀬市				番地先から 番地先まで			
工事概要及び工事費	舗装工事	対図番号	幅員	延長	面積	構造		工事費	備考
			m	m	m ²	路盤	表層		
						cm	cm	円	
	排水工事	対図番号	構造			延長			
		U型トラフ	BU-240型		m				
		基礎工	敷E1外、敷コンクリート、型枠、砕石基礎						
		ふた	340×600						
工事請負人		住所 氏名							
備考									